

建築物の耐震化緊急対策方針の概要

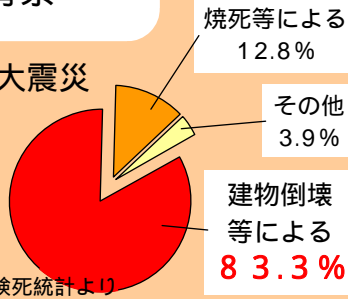
(平成 17 年 9 月 中央防災会議決定)

1. 本方針の背景

阪神・淡路大震災

・約 8 割が建築物の倒壊で死亡

神戸市内における検死統計より



大規模地震の被害想定結果

・建築物の倒壊が死者発生 の 主要因

	東海地震	東南海・南海地震	首都直下地震
倒壊死者数の想定	6,700人	6,600人	4,200人

阪神・淡路大震災と同時刻発生 の 条件下

・建築物被害は被害拡大の要因

出火、火災延焼 避難者の発生 救援活動の妨げ がれき発生

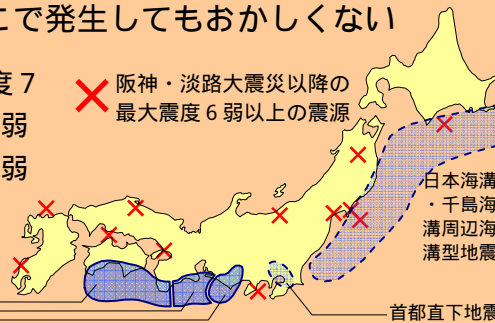
“建築物の耐震化” が対策の大きな柱

我が国では地震はいつどこで発生してもおかしくない

H16.10 新潟県中越 最大震度 7
 H17. 3 福岡県西方沖 “ 6 弱
 H17. 8 宮城県沖 “ 6 弱

× 阪神・淡路大震災以降の最大震度 6 弱以上の震源

南海地震の想定震源域
 東南海地震の想定震源域
 東海地震の想定震源域



首都直下地震

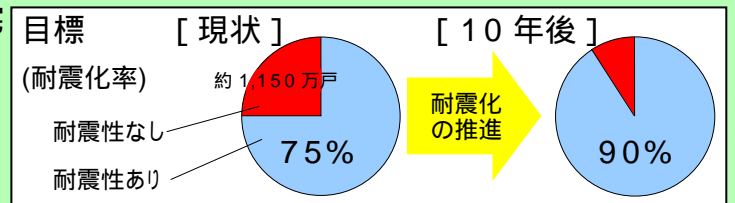
“建築物の耐震化” を社会全体の国家的緊急課題として全国展開

2. 緊急対策の方針

(1) 建築物全般

耐震改修を促進する制度 (計画的促進、規制見直し等)
 耐震化の重点実施 (密集市街地、緊急輸送道路沿い)
 専門家等の技術向上 (講習会開催、簡易工法開発推進等)
 費用負担の軽減 (補助制度活用、税制度整備検討)
 安全な資産が評価されるしくみ (地震保険料の割引等)
 所有者等への普及啓発 (ハザードマップ整備等)
 総合的な対策 (敷地、窓ガラス、天井、エレベーター等)
 家具の転倒防止 (固定方法の周知、普及啓発等)

(2) 住宅



耐震化意識啓発 (新築やリフォーム等の機会の活用)
 相談窓口や情報提供体制の整備
 耐震性確保への関心高揚 (住宅性能表示制度の活用)

(3) 公共建築物等



学校：避難場所等 病院：負傷者治療 庁舎：応急対策拠点等

防災拠点機能確保の観点から強力に耐震化を促進

耐震性リストの作成、住民への周知
 施設 の 特性 に 応じた 対策 (応急用資機材の保全等)
 数値目標設定に努め、重点化して耐震性を確保